

クリーンでフェアな スポーツの推進



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

コンプライアンスの徹底 ガバナンスの強化等

第2期スポーツ基本計画における主な記載

[第2期計画策定時（～H28）の主な現状と課題]

- ・近年、アスリート等による違法賭博や違法薬物、スポーツ団体での不正経理、スポーツ指導者による暴力、ファン等による人種差別や暴力行為等の問題が生じている。
- ・これまで、教育・研修の実施、コンプライアンス等に関する規程整備、相談窓口の設置等が進められてきた。
- ・しかしながら、都道府県や市町村レベルの組織も含め、各スポーツ団体におけるノウハウや体制は十分に整備されているとは言い難く、スポーツ・インテグリティの取組に対するモニタリングや評価の仕組みは十分でない。
- ・スポーツ仲裁の自動応諾条項の採択状況は日体協・JOC・日障協及びその加盟・準加盟団体全体で44.6%である。（平成28年10月現在）

【施策目標】

スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。

[主な具体的施策]

- ▶フェアプレーの精神や、スポーツ団体及びアスリート等が注意すべき事項等に関するガイドブックを作成するなどにより、全てのアスリート、指導者、審判員及びスタッフが能動的かつ双方向に取り組むことのできる教育研修プログラムを普及し、スポーツ・インテグリティの基盤を整備する。
- ▶スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向を把握し、その意思決定に参画するとともに、国内の関係機関・団体に情報提供することにより、国内のスポーツ・インテグリティの質を向上させる。
- ▶スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等を行わず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成するため、指導者が備えるべき資質の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を日体協指導者養成講習会へ導入するほか、大学等へ普及する。
- ▶スポーツ団体の組織運営に係る評価指標を策定するとともに、必要な体制を整備して継続的にモニタリング・評価し、支援が必要な団体に対し必要な助言等を行うことを通じて、スポーツ・インテグリティに一体的に取り組む体制を強化する。
- ▶スポーツ・インテグリティに関する優れた取組の情報提供により、スポーツ団体の取組の活性化を促進する。

- ▶スポーツ団体における不適切な事案が発生した場合の対応手順等の整備や組織運営の基盤である人材や財務等の強化に関する支援を通じ、関係法規を遵守した透明性の高い健全なスポーツ団体の組織運営を促進する。
- ▶プロスポーツ団体がスポーツ・インテグリティに組織をあげて取り組んでいることを踏まえ、コンプライアンスセミナーなどの情報提供や必要な助言を行う。
- ▶スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進及びスポーツに係る紛争に関する専門人材の育成を推進することで、全てのスポーツ団体において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指し、スポーツ仲裁制度の活用によるスポーツに関する紛争の迅速・円滑な解決を促進する。

第2期計画期間における取組の成果・課題

成果

<団体のガバナンス、コンプライアンス等>

- スポーツ団体ガバナンスコードを策定するとともに、JSC、JPC、JSPO及びJPSAとも連携し、専門家の助言を受けながら、「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」を通じて情報共有しつつ、統括団体において適合性審査（各中央競技団体のガバナンスコードへの適合性に関する審査）を実施することにより、競技団体のスポーツ・インテグリティの基盤整備を促進する体制を構築。
- JSCにおいて、スポーツ団体のコンプライアンス・ガバナンスの現況に関する評価指標を策定し、継続的なモニタリングを実施するとともに、中央競技団体のガバナンス機能不全等による不祥事案発生時の第三者調査機能を担うスポーツ団体ガバナンス調査支援委員会を設置し、一体的に取り組む体制を強化。
- コンプライアンスに関するスポーツ団体・役職員向けハンドブックを作成し、それらを活用した教育研修モデルを開発することにより、団体・役職員がコンプライアンスの遵守、ガバナンスの確保を推進するための基盤を整備。
- スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、スポーツ団体に、役職員、指導者等に対してコンプライアンス教育を実施すること、通報制度を設けることを求めるとともに、JSCがガバナンス・コンプライアンスに係る研修機会等を情報提供。

<暴力等の根絶>

- 中央競技団体等の未然防止・啓発等の取組が進展。統括団体等と連携し、暴力等相談窓口一覧を取りまとめ、スポーツ庁のホームページ等にて普及。
- JSCの第三者相談・調査制度について、利用対象者の範囲を拡大するとともに、LINEを活用したSNS相談窓口を導入することにより、スポーツ・インテグリティに関する相談体制を拡充。

<スポーツ仲裁・調停制度の活用による迅速・円滑な紛争解決>

- スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、スポーツ仲裁の自動応諾条項の整備を求めるとともに、スポーツ仲裁制度の普及のため、競技団体・競技者に対する研修やアウトリーチ活動を実施することにより、スポーツ仲裁制度の理解増進・活用を促進。
- （公財）日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の仲裁人を海外に派遣し、諸外国におけるスポーツ仲裁の動向や判例についての情報収集を行うとともに、シンポジウムや研究会を通じて情報提供を行うことにより、国際的な動向を把握し、国内のスポーツ・インテグリティの質の向上に寄与。

第2期計画期間における取組の成果・課題

成果

<アスリートに対する誹謗中傷や性的画像問題>

- アスリートに対するSNS等での誹謗中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布（写真・動画による性的ハラスメント）について、スポーツ庁において、誹謗中傷等の行為の根絶に向けたスポーツ庁長官名でのメッセージを発出するとともに、関係団体・関係省庁と連携した啓発や窓口の周知などの取組を実施することで、問題に対する社会的関心を喚起。

課題

- 競技団体間でガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底に関する意識に差があり、特に、一般コードの対象となる地方のスポーツ団体においては、意識が低い団体も多い。また、中央競技団体に対してもより一層の啓発と、適合性審査の実施により浮き彫りとなった課題に対し、適合性審査の在り方を含めたより良いガバナンス強化の仕組みの検討が必要。
- 国及びJSC等に、諸外国の中央競技団体のコードの遵守状況や取組等についての知見が蓄積していないという課題がある。
- スポーツ仲裁自動応諾条項の採択について、JPSAや都道府県スポーツ・体育協会における採択率が伸び悩んでいる。
- 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が実施するスポーツ仲裁・調停について、安定的な財務運営等にはなっていない。

<アスリートに対する誹謗中傷や性的画像問題>

- アスリートに対するSNS等での誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、引き続き、スポーツ界全体として問題となっている。

課題の分析（原因・背景）

前頁で示した課題

- 競技団体間でガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底に関する意識に差があり、特に、一般コードの対象となる地方のスポーツ団体においては、意識が低い団体も多い。また、中央競技団体に対してもより一層の啓発と、適合性審査の実施により浮き彫りとなった課題に対し、適合性審査の在り方を含めたより良いガバナンス強化の仕組みの検討が必要。
- 国及びJSC等に、諸外国の中央競技団体のコードの遵守状況や取組等についての知見が蓄積していないという課題がある。

（原因・背景）

- ◆ 地方のスポーツ団体においては適合性審査の仕組みがないことから、ガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識づけが弱い。
- ◆ 中央競技団体においては、2020年度から4年間をかけて適合性審査を実施する。2020年度に適合性審査の実施が開始されたことにより、中央競技団体においてガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が一定程度醸成されたものの、各団体間で意識に差があるのが現状である。
- ◆ 2024年度に全中央競技団体に対する初回の適合性審査が完了することをうけ、適合性審査の在り方を含め、審査の実施において浮き彫りとなった課題に対する対応を検討する必要がある。
- ◆ 諸外国の取組の知見を集約する役割をどの機関が担うのか不明瞭であり、これまで収集された知見が一元的に蓄積されていない現状がある。

前頁で示した課題

- スポーツ仲裁自動応諾条項の採択について、JPSAや都道府県スポーツ・体育協会における採択率が伸び悩んでいる。

（原因・背景）

- ◆ スポーツ仲裁自動応諾条項に関する周知・啓発が十分でないことや、そもそも団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が低いこと等（JPSA加盟団体や都道府県スポーツ・体育協会加盟団体において、この傾向がみられる。）

課題の分析（原因・背景）

7頁で示した課題

- アスリートに対するSNS等での誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、引き続き、スポーツ界全体として問題となっている。

（原因・背景）

▶ ◆引き続き、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発を継続していくとともに、取組の共有などが必要な状況。

課題の原因・背景を踏まえ、第3期計画において取り組むべき施策の方向性（案） ／ 施策の方向性（案）を具体化するための主な施策（案）

8頁で示した課題の原因・背景

- ◆ 地方のスポーツ団体においては適合性審査の仕組みがないことから、ガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識づけが弱い。
- ◆ 中央競技団体においては、2020年度から4年間をかけて適合性審査を実施する。2020年度に適合性審査の実施が開始されたことにより、中央競技団体においてガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が一定程度醸成されたものの、各団体間で意識に差があるのが現状である。
- ◆ 2024年度に全中央競技団体に対する初回の適合性審査が完了することをうけ、適合性審査の在り方を含め、審査の実施において浮き彫りとなった課題に対する対応を検討する必要がある。
- ◆ 諸外国の取組の知見を集約する役割をどの機関が担うのか不明瞭であり、これまで収集された知見が一元的に蓄積されていない現状がある。

【施策の方向性（案）】

- ✓ 中央競技団体向けスポーツ団体ガバナンスコードの改訂及び適合性審査の在り方を含めた各団体のガバナンス強化の仕組みの検討
- ✓ 一般スポーツ団体向けスポーツ団体ガバナンスコードの普及・必要に応じた改訂
- ✓ 諸外国におけるコード遵守の取組の知見蓄積・活用
- ✓ 暴力等事案の発生を未然に防止するための普及・啓発活動等

【具体的な主な施策（案）】

- ・中央競技団体向けスポーツ団体ガバナンスコードについて、2024年度に全中央競技団体が初回の適合性審査を受けることを前提に、審査の実施により得られた課題を踏まえ、ガバナンスコードの改訂・適合性審査の運用の在り方の再検討を含め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行いスポーツ・インテグリティの基盤を強化する。
- ・一般スポーツ団体向けスポーツ団体ガバナンスコードについて、JSCのスポーツガバナンスウェブサイトを活用しながら、対象団体に対してガバナンスコードを普及しつつ、規定及び運用の在り方について必要な見直しを行う。
- ・暴力等の根絶に向けて、団体と連携し、暴力等事案の発生防止のための普及・啓発活動を行う。また、相談窓口の普及・周知、指導者資格を通じた理解増進に努める。

8頁で示した課題の原因・背景

- ◆スポーツ仲裁自動応諾条項に関する周知・啓発が十分でないことや、そもそも団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が低いこと等（JPSA加盟団体や都道府県スポーツ・体育協会加盟団体において、この傾向がみられる。）

▶ 【施策の方向性（案）】

- ✓ スポーツ仲裁・調停制度の理解増進及び紛争解決制度の整備

【具体的な主な施策（案）】

- ・スポーツ仲裁・調停制度の理解増進・専門人材の育成を推進するとともに、全てのスポーツ団体に対し、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択を促進する等適切な紛争解決制度を構築させることにより、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決を促進する。また、スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁・調停制度の安定的な運用の観点から、制度の在り方も含め必要な見直しの検討を行う。

9頁で示した課題の原因・背景

- ◆（SNSでの誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメント等について）引き続き、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発を継続していくとともに、取組の共有などが必要な状況。

▶ 【施策の方向性（案）】

- ✓ 関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心して競技に取り組める環境づくりを進める。

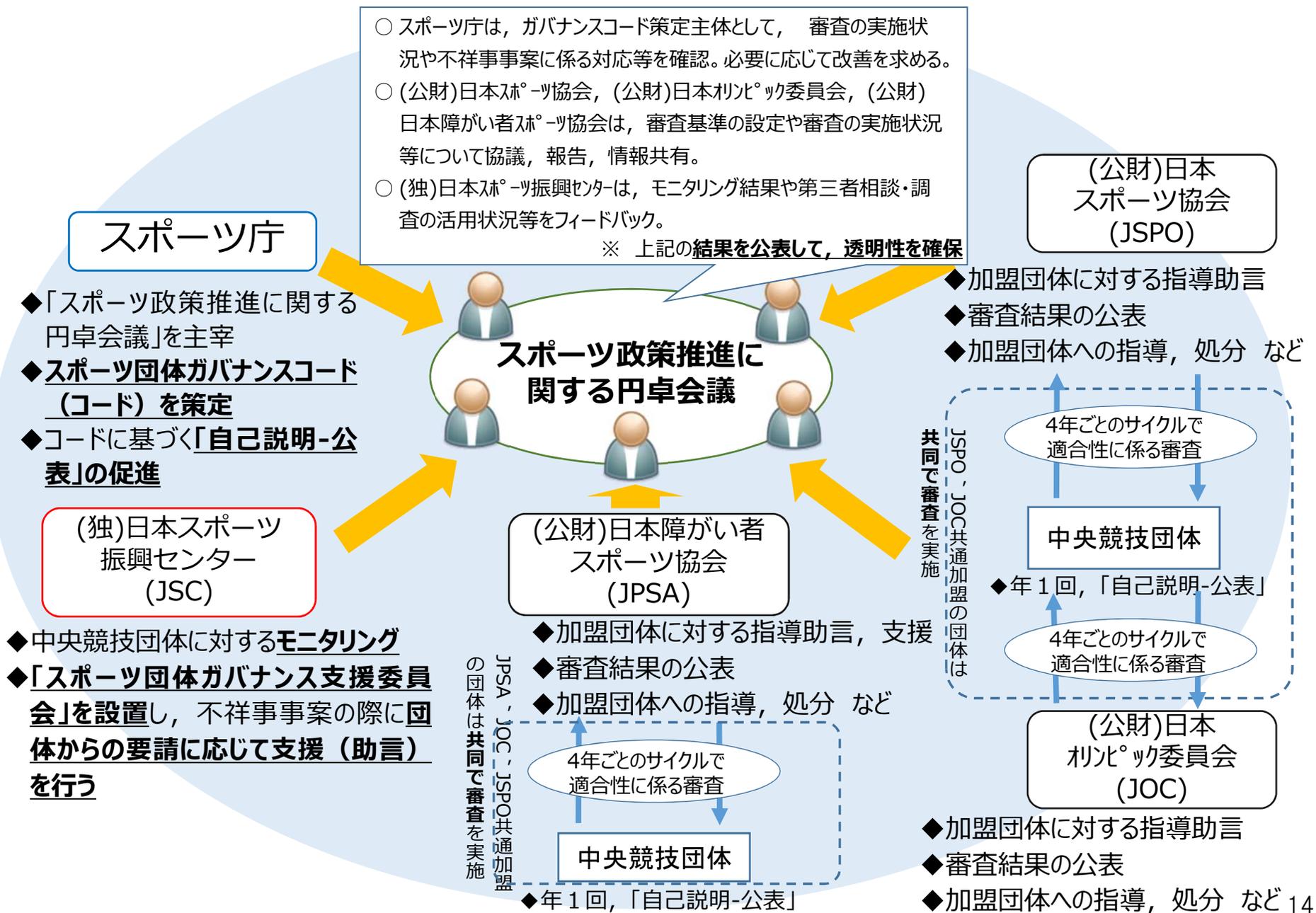
【具体的な主な施策（案）】

- ・国は、スポーツ実施者に対するインターネット上の誹謗中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、統括団体をはじめとする関係団体等とも連携して啓発・事例共有等に取り組むとともに、スポーツ実施者に限らないこれらの問題に関する法制上の課題や対応等について検討を進める。

參考資料

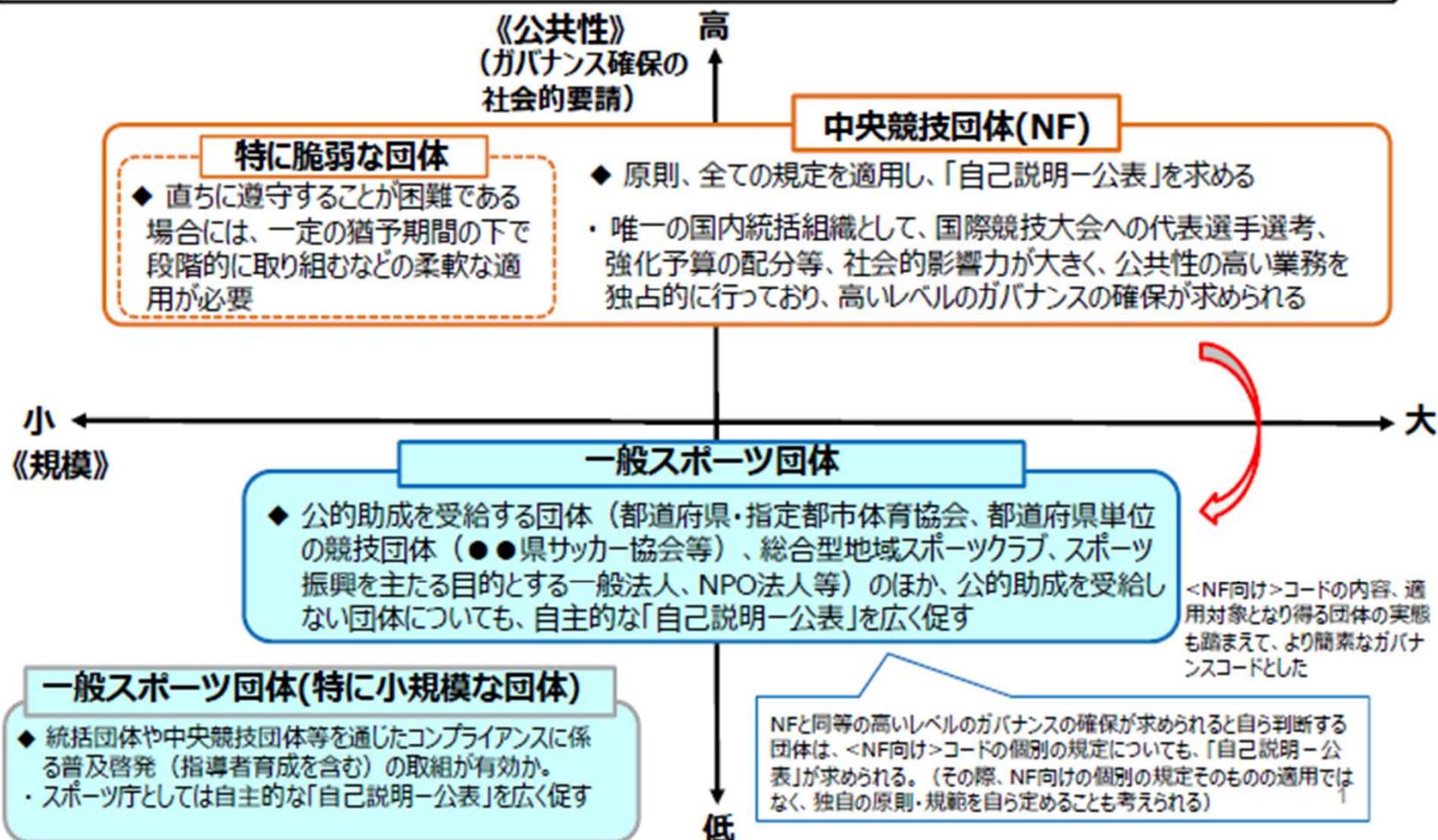
中央競技団体のガバナンス強化のための新たな仕組み

<「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の第1回会合（平成30年12月20日）において合意>



スポーツ団体ガバナンスコードについて

- **スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範**として、スポーツ団体ガバナンスコードを策定・公表。
- 大きな社会的影響力を有し公共性の高い「**中央競技団体向け**」と、それ以外の「**一般スポーツ団体向け**」の二層構造とした。



スポーツ団体ガバナンスコードの概要



スポーツ庁

〈中央競技団体向け〉 令和元年6月10日策定

- 原則1 基本計画の策定・公表
- 原則2 役員等の体制整備
 - ✓外部理事の目標割合（25%以上）、女性理事の目標割合（40%以上）の設定とその達成のための具体的方策
 - ✓理事の在任期間の制限（原則10年以内）
- 原則3 必要な規程の整備
- 原則4 コンプライアンス委員会の設置
- 原則5 コンプライアンス教育の実施
- 原則6 法務・会計等の体制の構築
- 原則7 適切な情報開示の実施
- 原則8 利益相反の適切な管理
- 原則9 通報制度の構築
- 原則10 懲罰制度の構築
- 原則11 紛争の迅速かつ適正な解決
- 原則12 危機管理・不祥事対応体制の構築
- 原則13 地方組織等への指導・助言・支援

〈一般スポーツ団体向け〉 令和元年8月27日策定

- 原則1 適切な団体運営・事業運営
- 原則2 基本方針の策定・公表
- 原則3 コンプライアンス意識の徹底
- 原則4 公正かつ適切な会計処理
- 原則5 適切な情報開示の実施
- 原則6 中央競技団体向けガバナンスコードの個別規定の自主的な適用

【備考】

○中央競技団体

✓令和2年度から年1回のガバナンスコードに基づく自己説明及び公表を行う。

✓4年に一度、統括団体※から適合性審査を受ける。

※日本スポーツ協会（JSP）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本障がい者スポーツ協会（JPSA）

○一般スポーツ団体（中央競技団体以外のスポーツ団体）

✓令和2年秋以降、JSCウェブサイトを活用し、セルフチェックシートに基づく自己説明及び公表を自主的に行う。

✓令和3年度事業から、スポーツ振興助成事業等に係る申請に当たって、JSCウェブサイトを活用した自己説明及び公表が必要。

暴力・ハラスメント等行為の根絶に向けたスポーツ界の主な取組の流れ

スポーツにおける暴力行為等が社会問題化

- ◆ H25.2 文科大臣メッセージ『**スポーツ指導における暴力根絶へ向けて**』発出
- ◆ H25.4 関係5団体が『**スポーツ界における暴力行為根絶宣言**』発出
※ 日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、高体連、中体連
- ◆ H25.5 『**運動部活動での指導のガイドライン**』策定
- ◆ H25.7 「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議」とりまとめ

- ・ H27.3 「コーチング推進コンソーシアム」が、『**グッドコーチに向けた7つの提言**』をとりまとめ
- ・ H28.11 JOC「**インテグリティ教育事業**」にてナショナルコーチ等向けプログラムを開始
- ・ H31.4 JSPO公認スポーツ指導者養成講習会において、『**モデル・コア・カリキュラム**』を反映した研修を開始

- ◆ H25.12 「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議」とりまとめ

- ・ 『**スポーツ指導における暴力等に関する処分基準ガイドライン(試案)**』を整理
- ・ H26.1 JSC「**トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口**」開始 ※R1.4に**利用対象者の範囲を拡大**

- ◆ H30.3 『**運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン**』策定
- ◆ R1.4 **中央競技団体等の未然防止・啓発等の取組が進展**
(例) 日本バスケットボール協会：試合中、コーチが選手に対して行った暴力行為、暴言をテクニカルファウルとし、1試合で2個のファウルを受けた場合は、退場処分となる競技規則を運用開始
- ◆ R1.6 『**スポーツ団体ガバナンスコード**』を策定。指導者等に対するコンプライアンス教育の実施、罰則規定・通報制度の構築等を規定
- ◆ R3.4 各スポーツ団体等の相談窓口を一覧化した『**暴力・ハラスメント等相談窓口一覧**』をスポーツ庁のホームページ上で公表

2019年4月 全国へメッセージの発信



CLEAN / *Basketball
The Game*

～暴力暴言根絶～

具体的取組

1. JBAにおける暴力暴言根絶の取組みについて周知徹底

- ① 都道府県協会、各連盟、チーム登録責任者、コーチ登録者、審判登録者全員に文書による通知
- ② 各種大会の代表者会議等での周知

2. 大会プログラムに掲載およびメッセージバナーを会場貼付

- 3. **試合中、コーチが選手に対する【暴力的行為、暴言】をテクニカルファウルとし、1試合で2個の場合は失格退場となる。**

日本バスケットボール協会における暴力暴言の根絶に向けた取組②



バスケットボールを応援して下さる保護者のみなさまへ

バスケットボール界から暴言・暴力を根絶するため、アンケートにご協力ください！

<アンケート実施の趣旨>

公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）では、子どもたちの健やかな成長のために、バスケットボール界から「暴言暴力の根絶」を目指して活動しています。

2018年度には「インテグリティ委員会」を新たに組織し、バスケットボール界から「暴言暴力の根絶」に向けた取り組みを強化し、特に試合中の暴言や暴力的行為に対して、テクニカルファウルを適用することについて改めて徹底を図り、一定の効果を上げています。

今後は、「日常の練習環境」における暴言暴力の根絶について、重点を置いて取り組んでいきたいと考えています。そのために、保護者のみなさまから率直なご意見を伺い、「見える化」して、課題解決に取り組んでいきたいと思っています。

みなさま一人ひとりの声をお聞かせいただき、バスケットボール環境を変えることに繋げていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

「保護者アンケート（約5分）」の回答にご協力をお願いします！

- 保護者アンケートへのアクセス方法
 - ・次のURLからアクセス：<http://bit.ly/JBA202103-webform>
 - ・右のQRコードを読み取ってアクセス：
- アンケート受付締切 **2021年5月31日(月)まで**



※アンケート結果は統計的に処理され、個人が特定されることはありません。
※JBAの「暴言暴力根絶」の取り組みに活用される他、研究資料として、関係する学会や団体への発表等に活用されることをご了承ください。

★JBA「暴力暴言根絶」の取り組みもご覧ください。

- ・JBAからの新メッセージ
「クリーンバスケット、クリーン・ザ・ゲーム ～暴力暴言根絶～」発表のお知らせ
<http://www.japanbasketball.jp/integrity/49024>
- ・「CLEAN THE GAME」キャンペーン実施のお知らせ
<http://www.japanbasketball.jp/integrity/53427>
※ キャンペーン動画も掲載しています。

U12カテゴリー「指導行動の指針」

JBA U12カテゴリー部会

U12カテゴリーから「暴言・暴力」を根絶し、子どもたちが「楽しく」プレーできる環境をつくるため、指導者の皆さんには「指導行動の指針」として、つぎのことを意識して、指導に当たっていただきたいと思っております。

<やってほしいこと>

- ・ はげます
- ・ 元気づける
- ・ 委ねる
- ・ 引きだす・導く
- ・ 判断させる
- ・ 主体性を育てる



<やってほしくないこと>

- ・ 怒る
- ・ 怒鳴りつける
- ・ 指示ばかりする
- ・ 威圧する
- ・ 判断させない
- ・ 支配する



みなさんの指導は
どうですか？

ポスターによる露出強化

その暴力、
次の世代へ
「つなぎ」ますか？

56.7%の日本人が体罰に肯定的[※]だとう事実。
体罰を肯定する人に多いのが、
過去に自分も体罰を受けていた経歴を持つ人です。
日本バレーボール協会は、
どんな理由があれ体罰を認めません。
一人一人の力は小さくても“つなぐ力”で必ず実現します。

※セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(2018)「子どもに対するしつけのための体罰等の定額・適量調査結果報告」より

体罰・暴力の相談窓口(ホットライン) 外部法律事務所

03-3502-8232 jva-soudan@apricot.ocn.ne.jp

絶対許さない
私たちは、
Don't forgive

体罰や暴言は子どもの発育・発達に深刻な影響を及ぼします。
日本バレーボール協会は子どもたちの健全な成長のために、
体罰撲滅の取り組みを加速していきます。

体罰・暴力の相談窓口(ホットライン) 外部法律事務所

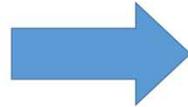
03-3502-8232 jva-soudan@apricot.ocn.ne.jp

スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧（一部抜粋）

次のページからご案内するのは、選手を始めとしたスポーツに関わる皆さんが、スポーツにおける暴力・ハラスメント等によって困っている場合に相談できるよう、各団体等が設置している相談窓口です。

1. 競技横断的な相談窓口【P.2～】
 2. 競技別の相談窓口（①スポーツ【P.3～】②障害者スポーツ【P.13～】）
 3. 法務省 人権相談窓口 / 文部科学省 24時間子供SOSダイヤル【P.20】
- 悩みごとがある場合には、以下の【相談先の具体例】を参考に、一人で悩まず、いつでも各窓口にご連絡してください。

○地域のスポーツ少年団や
総合型クラブにおける
困りごとを相談したい場合

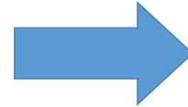


日本スポーツ協会へ

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid983.html>

各競技団体へ

○中学校・高校の部活動
における困りごとを相談
したい場合



日本中学校体育連盟へ【P.2】

<https://nippon-chutairen.or.jp/action/>

全国高等学校体育連盟へ【P.2】

https://www.zen-koutairen.com/f_access.html

各競技団体へ【P.3～】

○トップアスリートが困りごと
を相談したい場合



日本スポーツ振興センターへ【P.2】

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>

日本オリンピック委員会へ【P.2】

<https://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2491>

各競技団体へ【P.3～】

スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧（一部抜粋）

団体名（窓口名称）	相談方法			
独立行政法人 日本スポーツ振興センター （第三者相談・ 調査制度相談窓口）	HP	https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx		
	相談方法	Mail SNS 問い合わせフォーム		
	相談窓口（TEL）	-	対応時間	-
	相談窓口（メール）	sports.soudan@jpnsport.go.jp		
	相談窓口 （問い合わせフォーム）	https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/681/Default.aspx		
	利用対象者	トップアスリートとその関係者		
	相談対象となる行為	トップアスリートに対して直近4年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等		
公益財団法人 日本スポーツ協会	HP	https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid983.html		
	相談方法	Tel Mail Fax 書面 問い合わせフォーム		
	相談窓口 （TEL/FAX）	03-6910-5827(TEL) 03-6910-5820(FAX)	対応時間	毎週火・木 13時～17時
	相談窓口（メール）	jasa-soudan@japan-sports.or.jp		
	相談窓口 （問い合わせフォーム）	https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1018.html		
	利用対象者	当協会倫理規程第2条に定められた者		
	相談対象となる行為	当協会倫理規程第4条に定められた行為		
公益財団法人 日本オリンピック委員会 （JOC通報相談窓口）	HP	https://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2491		
	相談方法	Tel Mail Fax 書面 面会		
	相談窓口 （TEL/FAX）	03-3214-5419(TEL) 03-3214-5421(FAX)	対応時間	平日10時～18時 ※時間外は留守番電話での対応。
	相談窓口（メール）	iida.joc-madoguchi@kowa-law.com		
	相談窓口 （問い合わせフォーム）	-		
	利用対象者	JOCが認定するオリンピック強化指定選手、委嘱する強化スタッフ、JOCとJOC加盟団体の役職員および、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者		
	相談対象となる行為	JOCやJOC加盟団体に関する法令違反、暴言、脅迫等暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどとし、申出時から2年以内の案件		

第三者相談・調査制度の経緯

■2013年 1月

スポーツ団体における暴力行為等が社会問題化

■2013年（平成25年）2月

下村文部科学大臣のメッセージ

スポーツ界及びスポーツ関係機関等は、暴力行為等の現状の把握、スポーツ指導者の指導・養成方法の改善、各スポーツ団体における相談・調査窓口の整備及び第三者による相談・調査制度の創設などが進められてきた。

→こうした対応のうち、公正・中立な第三者による相談・調査制度を整備するため、日本スポーツ振興センター法が改正され、「スポーツを行う者の権利利益の保護に必要な業務」がその業務の一つとして規定されるに至った。

■2013年（平成25年）12月

「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議」

→スポーツ団体以外の第三者による相談・調査窓口の設置

■2018年（平成30年）6月

長官メッセージ「我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために」

■2018年（平成30年）12月

スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン

(2) 相談窓口の設置及び活用の促進

○ JSCの第三者相談・調査制度について、2019年度から利用対象者の範囲の拡大及びSNS相談窓口の本格的導入を図るとともに、周知のためのキャンペーンの実施など、その活用を積極的に促進する。

（JSC）第三者相談・調査窓口

トップアスリートのためのスポーツ指導における暴力行為等の相談窓口です。

利用対象者

トップアスリートとその関係者

関係者とは、トップアスリートの親族、知人、所属する団体等、トップアスリートと一定の関係を持つ人及び団体

トップアスリートとは？

- ① オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会の代表選手
- ② JOC又はJPCが認定する強化指定選手
- ③ JOC又はJPCに加盟する中央競技団体(NF)が
独自に指定するオリンピック・パラリンピック競技種目の強化指定選手
- ④ 上記の地位・身分でなくなってから4年を経ない者

対象となる相談内容

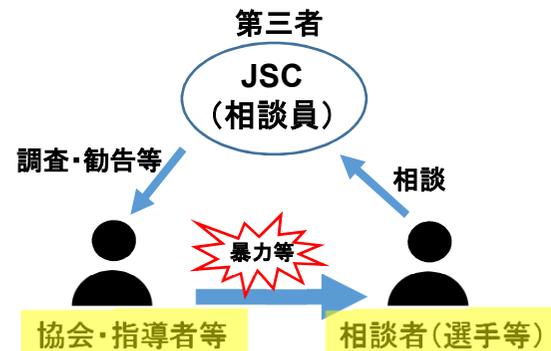
スポーツ指導における暴力行為等

- ① 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為・・・**暴力**
- ② ①に準じる心身に有害な影響を及ぼす行為・・・・・・・・・・**セクハラ、パワハラ**
- ③ その他、競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導・・・・・・・・**不適切な指導**

（JSC）第三者相談・調査窓口

3つの特徴

- ① **公正・中立な第三者**の相談窓口です。



協会・統括団体の相談窓口にも相談できるが・・・

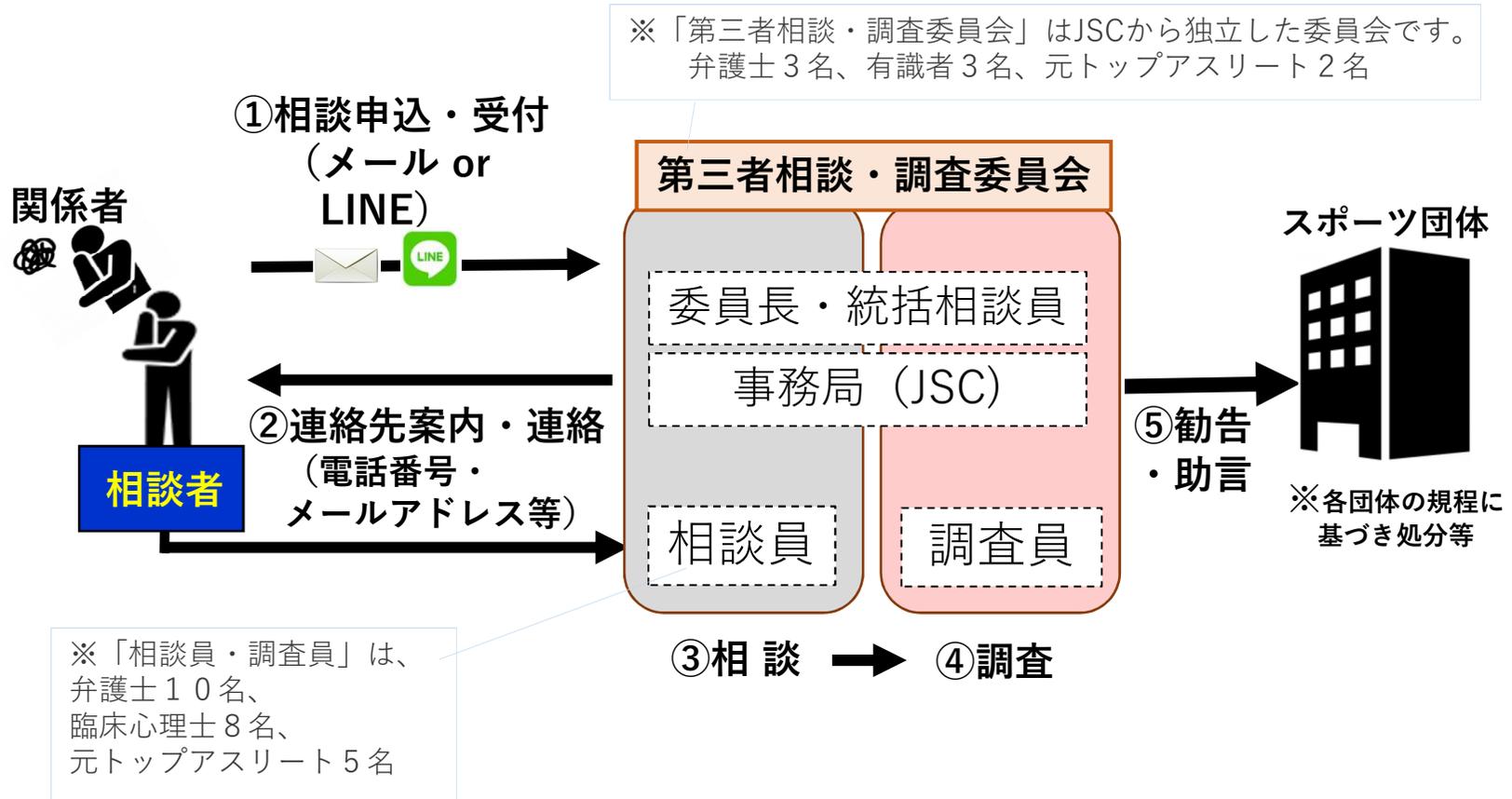
- ② 「**相談員・調査員**」は、弁護士、臨床心理士、元トップアスリート等の経験豊富な**専門家**です。 ※料金は**無料**です。
- ③ 競技団体等への**助言・勧告等**で、スポーツ環境を**改善**します。

その他

- ・相談内容の**秘密は厳守**します。
 - ※ 相談者の同意なく、相談内容を外部に共有することはありません。
 - ※ 法律に基づき厳格な情報管理をしています。
 - ※ 委員会へは必要最小人数での情報共有としています。



相談・調査の流れ



相談窓口 ≠ 通報窓口

①相談開始時、③相談から④調査への移行時において、
被害者本人の同意を必要としています。

第三者相談・調査制度の実績（2013年度～2020年度）

年度	相談受付件数	相談員派遣実績	調査件数
2013	1		
2014	3		
2015	8	1	
2016	4	2	
2017	2		
2018	9	1	
2019	23	4	2
2020	8	1	1
合計	58	9	3

- 2019年11月に規則改正を行い、対象選手を、JOC又はJPCに加盟するNFが独自に認定するオリンピック・パラリンピック競技種目の強化指定選手まで拡大。（約4,200人。2019年8月のJSC調査に基づく数値）

中央競技団体（NF）における相談・通報窓口設置状況

全体	JSP0/JOC 加盟団体	JPSA 加盟団体	オリンピック 競技NF	パラリンピッ ク競技NF
57.1%	71.2%	37.0%	84.2%	45.8%

出典：令和元年度スポーツ庁委託事業スポーツ界のコンプライアンス強化事業における（スポーツ団体に対するモニタリング体制の構築）報告書 倫理・コンプライアンス及び団体運営に関する規程の整備等の現況に係るアンケート調査結果

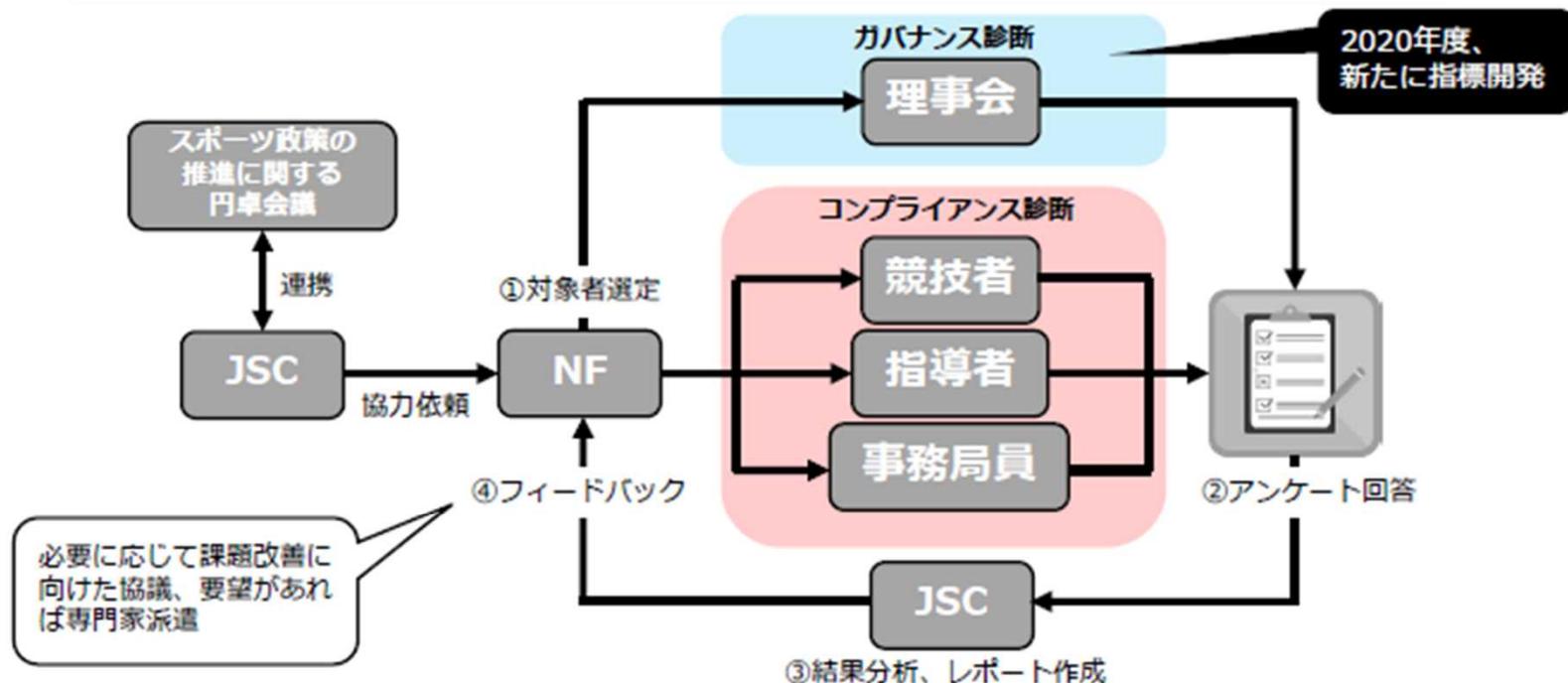
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200810-spt_sposeisy-000006749_2.pdf

- * 調査対象：JSP0、JOC、JPSAに加盟する147NF（準加盟等の団体含む）
- * 調査期間：2020年2月28日～3月16日
- * 回収率：全体＝76.2%、JSP0/JOC加盟団体＝86.8%、JPSA加盟団体＝64.8%、
オリンピック競技NF＝90.5%、パラリンピック競技NF＝92.3%

制度の対象者、扱う事案は窓口毎に異なりますので、個別に確認してください。

中央競技団体のガバナンス・コンプライアンス診断 (モニタリング)

「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」(2018年12月、スポーツ庁)
 (5) 中央競技団体に対するモニタリングの実施
 ○JSCは、中央競技団体のガバナンスやコンプライアンスの状況の改善に資するよう、2019年度以降、円卓会議と連携し、モニタリングを着実に実施するとともに、その結果を円卓会議に報告してJSPO、JOC及びJPSAと共有する。



- 目的：中央競技団体のガバナンス又はコンプライアンスに関する現況評価を行い、より良い団体運営の推進を支援する。
 方法：対象者に（オンライン）アンケートを送付し、回答結果をJSCで集計・分析し、NFにフィードバックする。個人を特定する情報収集は行わない。
 対象：（ガバナンス）理事会構成員
 （コンプライアンス）競技者、指導者、事務局員

コンプライアンス診断実施団体 (2020年度)

実施団体	<p>公益財団法人日本卓球協会 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 公益財団法人日本バレーボール協会 特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟 一般社団法人日本フライングディスク協会</p>
コンプライアンス診断 アンケート対象人数	<p>競技者 =244名 指導者 =27名 事務局員 =89名</p>

中央競技団体ガバナンス診断 (ガバナンスの実効性に関するモニタリング)

(1) 概要

対象：NFの理事・監事

対象団体は適合性審査通過団体から無作為抽出

- NFのガバナンスの実効性に関する現況評価を行い、その結果をフィードバックすることで、各団体のより良い団体運営を支援することを目的に、新たな現況評価の仕組みを開発。
- 統括3団体による適合性審査により、統括3団体加盟NFにおいては必要な組織体制や規程、制度等の整備状況が審査されることを踏まえ、JSCガバナンス診断においては、組織体制の状況や、理事・監事の責務に関する、NF理事・監事の理解・認識状況をアンケート方式で評価し、フィードバックする。
- アンケートの結果、潜在的リスクが認められる場合は、改善方法についてNFと協議し、必要に応じて専門家派遣等の支援を行う。
- 2020年度～指標開発を行い、2021年度より運用開始。

(2) 指標開発スケジュール

(2020年)

9月	第1回会議開催、コンセプト作成
10月	第2回会議開催、指標原案作成
11月～12月	統括団体及びNF役職員ヒアリング
12月	第3回会議開催、指標原案確定

(2021年)

1月～3月	トライアル実施
3月	第4回会議開催、トライアル結果中間報告
4月～5月	トライアル実施
5月	第5回会議開催、指標開発取りまとめ

<指標開発会議メンバー>

野川春夫	順天堂大学特任教授(座長)
岡田幸彦	筑波大学システム情報系准教授
尾野恭史	古賀総合法律事務所、弁護士
里崎慎	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー 合同会社、公認会計士
猪股康博	JSCスポーツ・インテグリティ・ユニット長
和久貴洋	JSCスポーツ・インテグリティ・ユニット調整役

ガバナンス診断（トライアル）実施団体 （2020年度）

実施団体	公益財団法人日本卓球協会 公益財団法人日本バレーボール協会 一般社団法人日本フライングディスク協会
ガバナンス診断 アンケート対象人数	理事・監事 = 64名

スポーツ仲裁制度について

スポーツ基本法

(スポーツ団体の努力)

第五条

1 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(中略)

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>

原則 1 1 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること

(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること



○紛争の迅速かつ適正な解決の手段として、スポーツ仲裁制度が存在する。

○スポーツ仲裁制度は、申立人と被申立人との間に、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない(スポーツ仲裁規則(JSAAが制定)第2条第2項)。

○スポーツ仲裁自動応諾条項は、競技団体が予め規則において、紛争の解決をスポーツ仲裁に委ねる旨を定めている場合、仲裁合意がなされたものとみなすことができるもの(同第2条第3項)。

⇒中央競技団体(NF)は、自動応諾条項を設けるなど、競技者等と競技団体間における迅速かつ適正な紛争解決の仕組みを構築することが要請される。

⇒NF以外のすべてのスポーツ団体も、基本法5条等の規定により、迅速かつ適正な紛争解決の仕組みを構築するよう努力義務が課されている。

我が国におけるスポーツ仲裁の状況①

(公財) 日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) の概要

【設立経緯・目的】

世界的なドーピングに対する規制強化の動きを受け、1999年に日本オリンピック委員会にスポーツ仲裁研究所を設置。2003年、日本におけるスポーツに関する紛争の解決を行う機関として設立。2013年、公益財団法人化。

【所掌する事業】

- ・スポーツ仲裁及び調停に係る基本計画の策定
- ・スポーツ仲裁及び調停のための規則の制定
- ・スポーツ仲裁及び調停に係る事務
- ・スポーツ法並びにスポーツ仲裁及び調停に係る教育及び啓発活動
- ・スポーツ法並びにスポーツ仲裁及び調停に係る情報の収集及び管理
- ・その他、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、スポーツの健全な振興を図るために必要な事業

【スポーツ仲裁規則】

スポーツに関する法及びルールを透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、公正中立の地位を有する仲裁人をもって構成されるスポーツ仲裁パネルの仲裁により、スポーツ競技又はその運営をめぐる紛争を、迅速に解決することを目的とした紛争解決手続規則。

同規則は、スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその期間が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人とする仲裁申立てを対象としている。

申立て料金は、55,000円。

【財務運営等】

特別維持会員及び一般維持会員からの拠出金等により運営。

* 特別維持会員・・・公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC)、公益財団法人日本スポーツ協会 (JSPO)、公益財団法人日本パラスポーツ協会 (JPSA) の3団体

* 一般維持会員・・・公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会 (JLPGA) の2団体

我が国におけるスポーツ仲裁の状況②

スポーツ仲裁の申立受理事案数

年度	AP:スポーツ仲裁規則					DP:ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則				SP:特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則				MP:特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則					他の解決手段を利用した事案	その他の相関事案	問い合わせ	取扱事案総数			
	仲裁申立受理事案数				仲裁不応事案数	仲裁申立受理事案数			仲裁不応事案数	調停申立受理事案数				調停不応事案数											
	仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	終了決定事案数	係属中事案数		仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	係属中事案数		仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	係属中事案数	和解成立事案数		調停不調事案数	調停取下事案数	係属中事案数								
2003	3	3	0	0	0	2															2	5		12	
2004	2	2	0	0	0	1				0	0	0	0	0								1	8		12
2005	2	1	1	0	0	0				0	0	0	0	0								4	9		15
2006	1	1	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8		11
2007	0	0	0	0	0	2				0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3	6	7	20	
2008	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1	18	6	31	
2009	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	1	1	19	8	33	
2010	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	4	27	
2011	3	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	42
2012	4	3	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	37	38	83	
2013	24	8	16	0	0	3	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	39	43	114		
2014	6	4	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	51	40	103		
2015	7	6	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	53	41	103		
2016	8	8	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	56	48	114		
2017	5	2	3	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	64	42	117		
2018	10	10	0	0	0	8	1	1	0	0	0	0	0	4	0	1	3	0	2	0	69	35	129		
2019	11	5	2	4	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	72	19	105		
2020	8	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	1	0	0	27	15	53		
合計	102	65	28	4	5	26	8	8	0	0	0	0	3	15	4	4	6	1	12	17	576	365	1124		

我が国におけるスポーツ仲裁の状況③

自動応諾条項の採択状況

スポーツ仲裁自動受託条項の採択状況

○JOC・JSPO及びその加盟・準加盟団体の合計では86.6%、日本障がい者スポーツ協会加盟・準加盟団体の合計では28.6%となっている。

(令和2年10月23日現在)

	採択済み	未採択	検討中	不明	合計	採択率
JOC・JSPO・日本障がい者スポーツ協会	3	0	0	0	3	100%
JOC加盟・準加盟団体*	59	1	2	0	62	95.2%
JSPO加盟・準加盟団体**	9	6	2	0	17	52.9%
小計	71	7	4	0	82	86.6%
	採択済み	未採択	検討中	不明	合計	採択率
都道府県体協	31	8	8	0	47	66%

	採択済み	未採択	検討中	不明	合計	採択率
日本障がい者スポーツ協会加盟・準加盟団体	22	10	31	14	77	28.6%

*日本スポーツ芸術協会を除く。

**重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。また、都道府県体協を除く。

(出典)公益財団法人日本スポーツ仲裁機構HP <http://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html> に基づき文部科学省作成

補足:自動受託条項を採択している団体とは、スポーツ団体のなした決定に対する不服について競技者等が仲裁申立てを行った場合に、スポーツ仲裁を利用し紛争解決を行うという意思表示を行っている団体のこと。

ドーピング防止活動の 推進

第2期スポーツ基本計画における主な記載

[第2期計画策定時（～H28）の主な現状と課題]

- ・我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低く、WADAの規程等を遵守した活動を着実に実施している。
- ・我が国はWADA創設以来の常任理事国として国際的なドーピング防止活動に貢献し、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮している。
- ・大規模国際競技大会で国際的な対応ができる人材が不足しており、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会に向けて、ドーピング検査員をはじめとする人材育成が急務。
- ・毎年数件のドーピング防止規則違反が発生することから、アスリートやサポートスタッフ、医師・薬剤師等を含めた幅広い層に対する教育・研修活動の更なる充実が課題。
- ・巧妙化するドーピング技術を見極めるため、新たな検査技術の開発など研究活動の強化が必要。
- ・検査では捕捉できないドーピングに対し、関係機関間の情報共有体制の構築が課題。

【施策目標】

フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。

[主な具体的施策]

- ▶ JADA等と連携し、国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ、必要な体制を整備することにより、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。
- ▶ JADA及びJSC等と連携し、ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築することにより、検査だけでは捕捉しきれないドーピングの防止を図る。
- ▶ JADA等と連携し、幅広い層に対する教育研修活動・学校の指導を推進することにより、ドーピングの防止を図る。
- ▶ JADA、大学・研究機関、民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を支援することにより、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。
- ▶ WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。

第2期計画期間における取組の成果・課題

成果

（検査体制の整備）

- 東京大会等が我が国における国際競技大会等の公平性・公正性を確保するために必要な検査分析体制を整備。
- 質量の両面から強化を図るため、国際的な対応ができるドーピング検査員（DCO）の新規育成を実施。
- 国内・アジア等で開催される国際大会へのDCO派遣やDCOの質を向上させる研修を実施。
- ドーピング防止活動推進法の整備も踏まえ、国際検査機関（ITA）や国内関係機関（JSC、JADA、組織委員会）等と、東京大会期間中の円滑な情報共有（インテリジェンス）を含めた防止活動を実施。

（教育研修活動）

- NFの教育・啓発に関する年間計画の策定支援やEラーニングシステムの整備等により、アスリートやサポートスタッフに対するドーピング防止教育を充実。
- 医療従事者向けのリーフレットの作成やウェブサイトの整備など、必要な情報提供を行う体制を整備。
- 11県2市のモデル校における実践やワークショップの開催等を通じて教材・指導案を作成するとともに、教員に提供することにより、学校における防止に関する指導を推進。

（研究活動）

- ドーピング防止機関、大学・研究機関等が連携し、検査技術に関する課題の抽出、研究開発の方向性の決定、研究開発の実施・成果の評価等に取り組める体制を整備。

（国際的なドーピング防止活動）

- WADAにおけるアジア地域の常任理事国として、国際的なドーピング防止活動の推進に貢献。
- 防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献。
- SFT事業等において、教材の開発・提供、海外の機関の中核人材の育成等を通じて、国際的な防止活動に貢献（裨益国：187か国、裨益者：87、516人（R元年度末時点））。また、コンソーシアムにおいて、多様な機関・団体と連携・協力するネットワークを構築し、国際貢献に活かすことができた。
- ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会では、検査体制の整備支援により、オリンピックでは5、850検体（参加選手の3割対象）の検査を実施する等、クリーンな大会の実現に貢献。

課題

（検査体制の整備、国際的なドーピング防止活動）

- 育成したドーピング検査員や、構築した国内外の人的・組織的ネットワーク等を東京大会後のレガシーとして、国内外の活動において有効活用していくことが必要。
- 血液検査を増やし分析の質的向上を高める国際的な潮流を踏まえ、競技会検査における血液検査の強化を進めていくことが必要。
- 世界ドーピング防止機構（WADA）やUNESCOにおける国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に、JSC、JADA等と緊密に連携し積極的に参画するとともに、国際検査機関（ITA）等の関係機関と連携を深め、国際的なドーピング防止活動に貢献する必要がある。

（教育研修活動）

- 2021年1月に発効した国際基準に沿った教育プログラムを実施できるようにする必要がある。また、教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにする必要がある。
- スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師に対する情報提供を充実させる必要がある。
- 対象者に応じた教育や、大学生のアスリートに対する防止教育をより一層推進する必要がある。

（研究活動）

- ドーピング防止に貢献する新たな研究ニーズに対応した研究開発を計画的に実施し、成果創出できるように支援する必要がある。

課題の分析（背景）

前頁で示した課題

- 東京大会のレガシーを活用しつつ、最新の国際ルールに準拠したドーピングを防止活動を推進するため、国内外の関係機関と連携し、検査体制の整備、教育研修及び研究に更に取り組む必要がある。

（背景）

- ◆ アジア競技大会、世界水泳選手権、パリオリンピック・パラリンピック競技大会等の国内外で開催される国際競技大会において、東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員を有効活用することで、我が国の国際的なプレゼンスの向上や国際貢献に寄与する。
- ◆ ドーピング検査員に必要な技能・知識、最新の国際ルールは定期的に更新されるため、定期的な検査員への研修が必要。
- ◆ ユネスコの国際規約において、ドーピング防止活動の意義や目的を正しく理解するための教育・研修が国の役割となっており、教育等の重要性が高まっている。
- ◆ アスリートの負担軽減やドーピング検査の質・効率を高めるための研究活動が必要。

第3期スポーツ基本計画における施策の方向性（案）

①検査体制の整備

- J A D A等と連携し、東京大会を通じて獲得した知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上をはじめ、国際基準等に基づく必要な体制を構築する。

②国際的なドーピング防止活動

- 東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員について、アジア競技大会（2022年中国）、世界水泳選手権（2022年日本）、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした国際大会における活躍を推進する。
- W A D AやU N E S C Oにおける国際的なドーピング防止体制の議論に、J S C、J A D A等と緊密に連携し積極的に参画する。

【具体的な主な施策（案）】

- ・国内外で開催される国際競技大会への我が国のドーピング検査員の派遣を支援するとともに、最新の国際的なルールに対応できるよう、引き続き検査員への定期的な研修を実施。
- ・国際検査機関が実施する国際的な検査員の育成プログラム等にJ A D Aの職員等を派遣するなど、国内の持続可能な検査体制を整備。
- ・W A D AやU N E S C O等における国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に参加。

【施策の進捗を測る数値目標（案）】

- ・国際的な対応ができるドーピング検査員への研修実施回数
- ・国際競技大会への日本人ドーピング検査員の派遣人数、日数
- ・我が国のドーピング検査員がアジア地域で現場指導・育成に携わった回数

③教育研修活動

- 国内の関係機関と協力・連携を図り、2021年1月に発効した「教育に関する国際基準」に規定されているEducatorによる教育の確立、医療従事者等への情報提供など幅広い教育研修活動を充実させる。

（※）「Educator」

WADAが示す教育に関する国際基準や「価値を基盤とした教育」等の内容に堪能で、教育を提供するための研修を受けた者であって、署名当事者（日本ではJADA）により認定された者

【具体的な主な施策（案）】

- ・ J A D A ・ J O C ・ J P C等の関係機関と連携し、教育を提供するEducatorを養成し、アスリート、サポートスタッフや、医師・薬剤師等の幅広い層に対し、対象者に応じた教育研修活動を推進する。
- ・ J A D A等と連携し、学校における「価値を基盤とした教育」を含む指導を推進し、ドーピング防止の基盤となる学習機会の充実を図る。

④研究活動

- 研究者がドーピングの防止に関する最先端分野の研究領域で国際的に活躍できる支援体制を整備する。

【具体的な主な施策（案）】

- ・ J A D A、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を支援することにより、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。

【施策の進捗を測る数値目標（案）】

- ・ アスリート、サポートスタッフ、医師・薬剤師等への研修実施回数
- ・ 教育研修のための作成した教材（リーフレット等）の配布数、研修会・講習会に参加した参加者数
- ・ 「価値を基盤とした教育」のモデル校における指導時間、授業回数、参加生徒数

參考資料

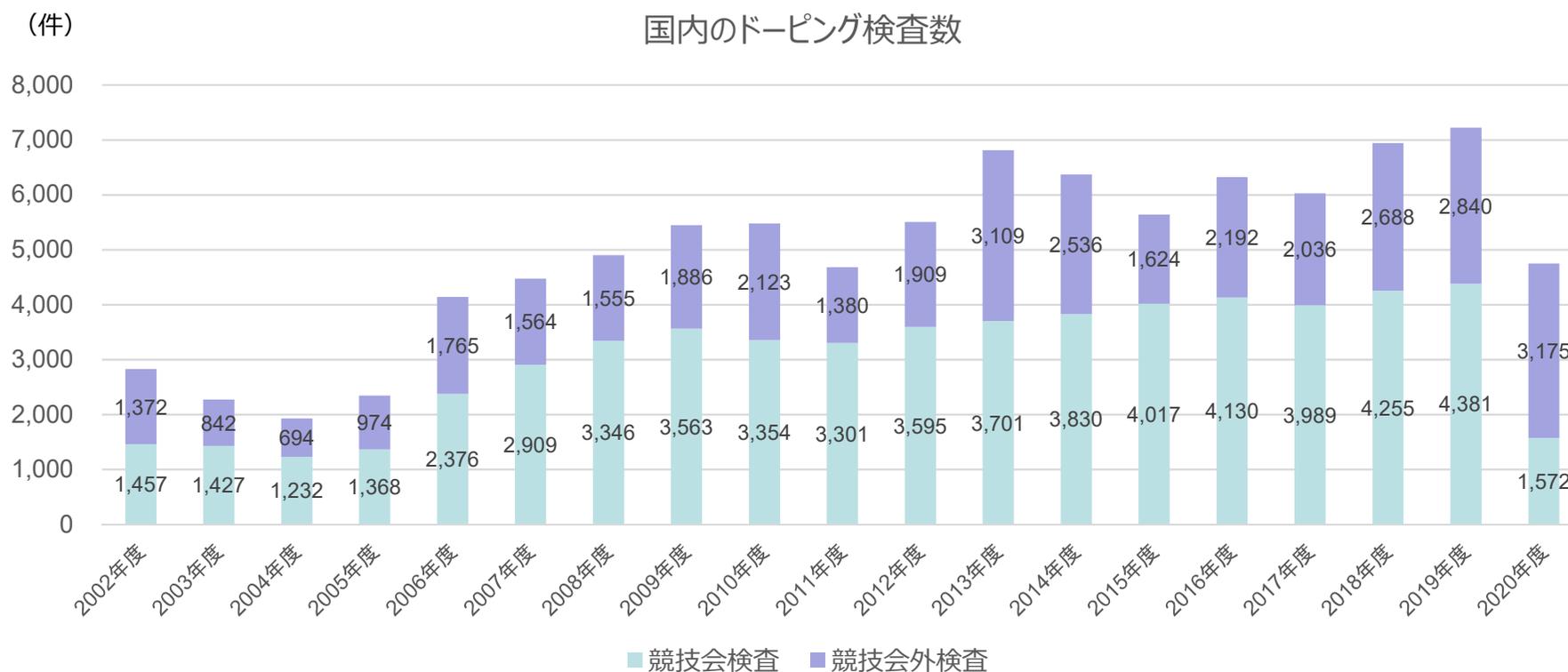
ドーピング検査件数の推移

○ドーピング検査件数は、toto助成金の財源に支えられ、着実に国内検査件数の増加が図られている。近年、国際的に競技会外検査の件数が増加している傾向にあり、我が国の競技会外検査においても、引き続き、競技会外検査の割合を増加させていくとともに、世界ドーピング防止規程及び国際基準等に適合したドーピング検査等が実施できるよう、引き続き、ドーピング検査員の資質向上に取り組む。令和2年度(2020年度)の実績は、コロナ感染症拡大の影響を受け、前年度より検査数が減少している。

平成14年度(2002年度): 競技会検査1,457件、競技会外検査1,372件、**合計2,829件**

平成24年度(2012年度): 競技会検査3,595件、競技会外検査1,909件、**合計5,504件**

令和元年度(2019年度): 競技会検査4,381件、競技会外検査2,840件、**合計7,221件**



東京大会に向けたドーピング防止体制の整備

○東京大会をドーピングのないクリーンな大会として成功させるための取組を実施・支援

ドーピング検査員の育成・質の向上

- ・国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成。
- ・東京大会で導入されるドーピング検査のペーパーレス化やパラリンピック選手への対応など円滑な検査実施に資するようオンライン及び集合での研修を実施。



インテリジェンスの共有体制の構築

- ・ドーピング防止活動推進法に基づき、文部科学大臣から関係行政機関へ協力依頼（令和3年3月）。
- ・東京大会がクリーンな大会となるよう、国内外の関係機関（ITA/IPC、JSC、JADA、東京2020組織委員会）と東京大会に向けたドーピング防止活動における協力覚書の締結（オリンピック：令和3年5月、パラリンピック：令和3年7月）。

東京大会専用ラボラトリーの分析機器の整備 (WADA認定ラボ：LSIメディエンス社)

- ・東京大会の検体分析を行うための東京大会専用ラボ内で使用する分析機器を、スポーツ振興くじ助成を原資にJADAが整備し据え付け。



アスリートやサポートスタッフ、医師・薬剤師等への教育・啓発

- ・国内外のアスリート・サポートスタッフを対象とした研修、啓発活動の実施。
- ・医療従事者向けに、スポーツで使用が禁止されている薬・方法や治療使用特例（TUE）取得の条件、申請ステップ等を分かりやすくまとめて情報提供。



国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援（SFT）

- ・アンチ・ドーピング活動が遅れている国への教育・研修パッケージの導入・普及、アジア地域のDCOの育成。
- ・IOC、ITA、IPCと連携してドーピング検査マンガのポスターとリーフレットを制作し、大会期間中は検査室に設置。
- ・クリーンでフェアなスポーツを普及・促進するため、東京大会期間中に、スポーツの価値を発信する展示ブースを設置し、東京パラリンピック大会期間中に稼働。

ドーピング防止活動推進事業

令和4年度要求・要望額 335,000千円
(前年度予算額 305,097千円)



ロシアにおける組織的なドーピングの不正等を踏まえて、国際的なドーピング防止体制の抜本的な見直しが行われ、2021年1月に世界ドーピング防止機構(WADA)による新たな世界ドーピング防止規程や国際基準が発効した。我が国においては、「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」に基づき、ドーピング防止活動を推進しているが、ドーピング防止規則違反件数は、国際的にみて少ない状況にあるものの、毎年数件の違反が生じている。今後、新たに発効した教育に関する国際基準を踏まえ、アスリートやサポートスタッフのみならず、若い世代や医療従事者等を含め、幅広い教育・啓発活動を充実する必要がある。また、ドーピング検査の実効性の向上を図るため、専門人材の育成や巧妙化・高度化するドーピングの検査手法の開発等が課題となっている。

このため、WADAのアジア地域を代表する常任理事国として、また、ユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締約国として、同国際規約に国の役割として示されているドーピング防止に関する教育、研修及び研究等を実施し、ドーピング防止体制の強化を図る。

[事業開始：平成18年 国(スポーツ庁)→民間団体への委託 約3億円×1箇所]

ドーピング防止教育事業

日本からドーピングゼロを発信、国民全体が公平で公正なスポーツの価値を共有できる社会へ

177,902千円(111,380千円)

アスリート・サポートスタッフ等への教育・啓発

アスリート・サポートスタッフ(コーチ、トレーナー等)を対象とした研修の実施、Eラーニングの充実、啓発活動の実施、教育年間計画の策定支援等

医療従事者に対する情報提供等

医師、歯科医師、薬剤師等を対象とした情報提供(治療使用特例のガイドブックの配布、使用可能薬判定システムの運用)等

ユース世代への教育強化、スクールプロジェクトの実施

学校教育課程におけるスポーツの価値教育を促進するため、教材・指導マニュアル開発、モデル校の設定や認定制度の展開等



アジア地域を中心とした国際的なドーピング防止体制の強化支援

WADAのアジア地域を代表する常任理事国として、アジアにおけるドーピング防止教育・研修パッケージの導入・普及への貢献、人材育成支援、国際会議・シンポジウムの開催等

教育に関する国際基準への対応

アンチドーピング教育を担うEducator向けのマニュアル・教材制作、学生アスリート(大学生・高校生・中学生)への教育の実施等



ドーピング防止研修事業

大規模国際競技大会等に対応できるドーピング検査体制の整備、国際基準等に基づいたドーピング検査体制の構築

124,328千円(160,947千円)

ドーピング検査員(DCO)の資質向上

ドーピング検査に関する研修、ドーピング検査に関するEラーニング、DCOに対する評価・改善スキームの運用等を通じたDCOの資質向上
国際競技大会への派遣、国際検査機関(ITA)のトレーニングプログラム等を通じた国際的なDCOの育成等



国際基準等に基づいた検査体制の構築等

WADAやIOC等が導入を進めているドーピング検査のペーパーレス化などに対応するためのDCOのトレーニング等の実施
新たな検査手法やWADAのガイドライン等への対応

ドーピング検査技術研究開発事業

巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る研究開発

31,708千円(31,708千円)

進化するドーピングに対応できる検出手法の開発等

エリスロポエチンや成長ホルモンなど、ドーピング禁止物質の検出における課題(分析法、コスト、検出感度、分析時間等)の解決やアスリートの治療負担軽減に向けた研究開発



P D C A サイクルで効果的な研究開発の実施、成果の発信・共有等

コーディネーターの配置、事業推進・評価委員会における国内外のドーピング検査技術における課題の収集・分析、課題の抽出・設定、課題の解決に向けた研究開発の方向性の決定、成果の評価、次の段階の方向性の整理等
国内外のドーピング防止機関、分析機関等との研究の成果の発信・共有